

シーシーアイグループ人権方針

シーシーアイグループは、企業理念に基づき、時代に合わせてビジネスモデルを変えながら、これまでにない付加価値を絶えず社会に提供するために尽力しております。私たちは、人権尊重を事業継続のために果たすべき最重要の責務の一つと位置づけ、「シーシーアイグループ人権方針」を定め、役員及び従業員一体となってこれに取り組んでまいります。

1. 基本的な考え方

私たちは、「国際人権章典」および国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」に定められている国際的に認められた人権を尊重します。また国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い人権方針を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

2. 適用範囲

本方針は、シーシーアイグループの全ての役員と従業員に適用します。また当グループの製品・サービスに係る全ての取引関係者に対しても、本方針の理解・遵守を期待します。

3. 人権尊重の責任

私たちは、企業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないことに努めます。人権侵害が明らかになった場合は、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

4. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、企業活動において人権侵害につながる要素を特定し、発生リスクの軽減や予防に努めます。また、その結果を検証して、取り組みの継続的な改善を図っていきます。

5. 対話・協議

私たちは、シーシーアイグループの企業活動における人権への影響を適切に把握し対応するために、関連するステークホルダーとの対話、協議を継続的行っていきます。

6. 教育・研修

私たちは、シーシーアイグループの役員及び従業員が本方針を理解し効果的に実施していくために、人権に関する適切な教育と研修を行っていきます。

7. 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みについて、コーポレートサイト、サステナビリティレポート等を通じて開示します。

制定 2021 年 9 月 21 日

改定 2023 年 5 月 31 日

シーシーアイホールディングス株式会社
代表取締役社長/CEO
岡部 鉄也

人権方針(付属書)

シーシーアイグループが取り組む人権課題

シーシーアイグループ(以下、当社グループという)は、事業活動において関わる全ての人びとの人権を尊重するため、以下の人権課題に対して重点的に取り組みます。この付属書に示された人権課題は、法令等を含む社会の要請、当社グループの事業内容等の変化に基づき、定期的な見直しを実施します。

児童労働・強制労働の禁止

人身売買を含めたあらゆる形態の強制労働や就労年齢に満たない児童労働は認めません。

差別・ハラスメントの禁止、多様性の受容

多様性の受容を基本とし、人種、民族、出身地、国籍、宗教、性的指向、性自認および性表現、年齢、障がい、疾病等を理由としたあらゆる差別も禁止します。また、あらゆる形態のハラスメントを容認せず、全ての従業員が互いを認め合い、誰もが公平に活躍し、安心して働ける職場環境の構築に努めます。

労働安全衛生の確保、維持

各国法令に基づき、安全で、衛生的な労働環境を提供します。また、従業員が充実した生活を送れるように、賃金及び労働時間については、各国・地域の法令を遵守します。これらの事柄について、従業員と誠実に協議・対話を行います。

結社の自由と団体交渉権の尊重

各国法令に基づき、労働者の団結権および団体交渉権等の労働基本権を尊重します。

地域住民の権利尊重

事業を行う地域に関連する地域住民、先住民族の権利を尊重します。

制定 2023 年 5 月 31 日

改定 2025 年 10 月 1 日